

女性活躍推進啓発セミナー 働きやすさを重視したら、生産性アップ！ 行列のできる人気店へ

日時 8月26日(木) 午後2時～4時
内容 京都で1日100食限定のお店「佰食屋」を展開し、「ガイアの夜明け」に出演する等、メディアでも話題の経営者中村朱美氏を講師に迎えます。働きやすさを重視したところ生産性がアップし、行列のできる人気店へと成長させた、働き方改革に繋がる女性活躍の取り組みについて講演します。

講師 ㈱minitts代表取締役
中村朱美氏

定員 先着50人(予約制)

費用無料 ※通信料は自己負担

その他 オンライン講座です。受講環境はご自身で用意してください。

申し込み ファックス☎23-1122または応募フォーム(上記の二次元コード参照)から青梅商工会議所へ

問い合わせ 青梅商工会議所☎23-0112、市市民活動推進課市民活動推進係



△二次元コード

中村朱美 プロフィール

1984年京都府亀岡市生まれ。専門学校の職員として勤務後、2012年9月に飲食事業や不動産事業を行う「株式会社minitts」を設立。1日100食限定をコンセプトに、おいしいものを手軽な値段で食べられるお店「佰食屋」を行列のできる人気店へ成長させる。

ランチ営業のみ、完売次第営業終了という飲食店の常識を覆す経営手法で、飲食店でのワークライフバランスとフードロスゼロを実現し、日経WOMANウーマンオブザイヤー2019大賞等数々の賞を受賞。



自治会活動紹介コーナー73 自治会掲示板を一新しました

自治会連合会第2支会長 宇津木 順一

市民の皆さんは、自治会の掲示板をご覧になったことはありますか。市内には約500枚の「自治会掲示板」があり、各自治会が管理しています。自治会の掲示板には自治会だけでなく、青梅市からのお知らせ、消防署、警察署からの防火防災、防犯に関する情報など、日々の生活に必要な多くのお知らせを掲示してお伝えしています。掲示は自治会役員が行い、ほぼ月に2回、更新しています。限られたスペースの中、見やすい掲示を心が

けています。ぜひ、時々掲示板をご覧になり、直近の自治会や市などの行事や事業活動に目を向けてください。きっと地域や市などの動静に関する新たな発見があり、生活に役立つ情報に触れる機会になると思います。さて、その掲示板にカバーが付いたのに気づきましたか。今まで掲示が、雨や風で破れたり飛んでしまったりして、掲示の目的を果たさないうえ、大変見苦しくなっていました。そこで、カバー設置について市へお

願いし、昨年度、市内の自治会掲示板にカバーを付けてもらいました。破れたり、飛んでしまったりすることなく、すっきりしたきれいな掲示板に蘇(よみがえ)り、掲示板を一新しました。市民の皆さんは、ぜひ、今まで以上に掲示板に関心を寄せていただき、生活に役立ててください。

今、スマホやパソコンなどでの情報伝達が普通になっていますが、自治会では掲示板や回覧できまざまなお知らせを伝えていきます。今日のような閉塞感のあるときこそ、地域の皆さんで情報を共有することが大切であり、掲示板や回覧など、



▽青梅市自治会連合会

人と人を介しての伝統的な伝達は、より役割を増しているように思えます。

問い合わせ 市民活動推進課地域支援係
https://www.ome-city.jp/

秋の交通安全講習会は中止となりました

例年、8月下旬から9月にかけて、各地域の市民センター等において実施していましたが、交通安全講習会は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止となりました。

問い合わせ 市民安全課市民安全係

警察官・銀行員が自宅に來ても キャッシュカードは渡さないで！

令和3年

特殊詐欺の被害発生状況

10件・約1千240万円

(7月6日現在)

警察官を名乗る者から「あなたのカードが不正に使われています」、「詐欺犯人があなたの通帳を持っていました」という内容の電話がかかってきたという相談が多く来ています。その後犯人は「カードを使えないようにします。これから警察官(銀行員)が向かいます」などと言って、あなたの家へ行き、キャッシュカードに切り込みを入れた

り、穴を開けたりします。穴を開けたカード、切り込みを入れたカードでも使用することができません。また、犯人は「封筒に入れて家に置いておいてください。」などと言いつつ、皆さんが目を離した隙に封筒をすり替えたり、「キャッシュカードを預かります」といってキャッシュカードをだまし取ってしまうという詐欺も発生しています。警察官や銀行員があなたのご自宅に行つてキャッシュカードを受け取ることはありません。



市民安全係

お問い合わせ 青梅警察署防犯係☎22・0110内線2612、市民安全課市民安全係

消費者相談室から319 健康食品等の「定期購入」のトラブル 「お試し」「1回限り」のつもりが定期購入に!?

☆相談事例

動画サイトで、ダイエットサプリメントが500円という広告を見て、販売サイトにアクセスし、1回限りのつもりで注文した。後日商品が届いてサプリメントを飲み始めた。

しかし、3週間後にまた商品が届き、5千円の請求書が入っていた。販売業者に電話で問い合わせ、返品したいと申し出たところ、「返品は受け付けられない。2回目以降の商品代金は5千円で、4回の購入が条件のコースのため、まだ解約

できない」と言われた。注文時に定期購入であることは知らなかったと伝えたが、「販売サイトに記載されている」と言われた。どうしても返品したいと伝えると、「2回目の返品は受け付けるが、解約料5千円を請求する」と言われた。1回目の商品を500円で購入し、2回目以降を解約したい。

☆アドバイス
通信販売にはクーリングオフ制度はありません。返品・解約の条件を確認しましょう。販売事

業者が定める返品に関する特約(返品特約)がある場合には、これに従うこととなります。「注文後は返品できません」と記載されているれば、返品は困難です。通信販売の場合は、いったん注文すると、簡単に契約をキャンセルすることはできません。低価格を強調する広告は特に注意しましょう。低価格であることを強調する広告を見て、1回だけのもので商品を購入していても、「定期購入」が条件となっている、総額として数万円等、注文時に想定した以上の金額を支払うことになるケースがあります。

「いつでも解約可能」と表示し、継続期間や回数が決まっている「定期購入」もありますが、解約の連絡手段が限定され、うまく解約できないケースもあります。注文する前に販売サイトの隅々まで確認しましょう。
◎独立行政法人国民生活センター公表資料を参考に作成
消費者相談室 ☎22・6000(相談専用)
相談日時 月々金曜日 午前10時～正午、午後1時～4時
※毎月第2・4火曜日は午後6時まで受付
※祝日、年末年始を除く
問い合わせ 市民安全課市民相談係